

令和7年度

随時（工事）監査結果報告書

令和8年5月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により備前市議会及び備前市長に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 8 年 5 月

備前市監査委員 小野田 隼也

同 尾川 直行

目次

	ページ
第1 基準に準拠している旨	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点	2
第5 監査の主な実施内容	2
第6 監査の実施場所及び日程	2
第7 監査の報告基準	2
第8 監査の結果	3
1 監査の結果	3
2 指導事項	3
(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの...	3
第9 意見	5

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年備前市監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

随時監査（工事監査）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定による監査）

第3 監査の対象

- (1) 対象部署 生涯学習部 図書館活動課
- (2) 対象工事 備前市新図書館建設工事
- (3) 工事の概要等

現図書館は備前市市民センター（複合施設）の中に設置されており、施設の老朽化及び諸問題改善のため、別敷地に新図書館及び交流の場を整備するもの。

ア 契約期間

令和6年9月30日から令和8年6月30日まで

イ 事業費（消費税込）

契約金額 2,926,475,200円（当初）
3,020,501,000円（令和7年6月27日変更）

ウ 入札方式

条件付き一般競争入札（4者入札） 落札率 86.49%

エ 工事の概要

敷地面積：5,208.60㎡
建築面積：1,973.42㎡
延床面積：3,450.29㎡
構造・規模：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上3階建て

オ 工事に関連するその他の契約の状況

- ・新図書館建設設計業務委託
契約金額 81,400,000円（令和5年2月8日契約）
- ・備前市新図書館建設工事監理委託
契約金額 68,200,000円（令和6年8月30日契約）

(4) 工事進捗状況

計画：67% 令和8年3月18日現在
実施：50% 同上

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

第5 監査の主な実施内容

質問、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

なお、実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の協力を得て監査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の実施場所 備前市市民センター（備前市西片上 17-2）及び当該工事現場（備前市西片上 51-4 外）

日 程 令和7年12月2日から令和8年5月15日まで

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、備前市監査結果の処理区分基準（令和2年備前市監査委員訓令第2号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

(1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは、異なるものがある。

第8 監査の結果

1 監査の結果

備前市新図書館建設工事について、事業目的、計画、設計、積算、入札、契約、施工管理及び個別施工においては、書類の整備状況を含め、おおむね適正であることから、指摘事項はなく、2件の指導事項とし、以下の個別事項において示すものとする。

2 指導事項

(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 工事の規模に対して監督員の体制が不十分であるため、ルール化を含めて検討する必要があるもの

図書館活動課は、令和6年度に備前市新図書館建設工事(以下「本工事」という。)契約を2,926,475,200円で締結しており、本工事の請負契約書第9条では、監督員についての権限等が定められている。

請負契約における監督員とは、工事の品質、安全、工程等を適切に管理するために配置されるものであり、工事の規模や工種等に応じて、国土交通省の定める「土木工事監督技術基準」や当該自治体の要領等に基づき、適正な体制のもと、工事が施工されることが一般的である。

本工事は、工種が建築工事、電気設備工事、機械設備工事と広範囲であり、工事中の協議事項も多岐に渡っているが、監督員は1名体制である。完成建物を高品質、高価値の施設とするためには、建築及び建築設備の監督業務に精通した技術職員を複数人配置するなど、適切な体制が組まれるよう、市は、ルール化を含めて検討する必要があると認められる。

イ 入札及び契約の適正化を図るため、予定価格の公表時期について検討する必要があるもの

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律¹(平成12年法律第127号)では、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結(以下「ダンピング受注」という。)を防止することとしている。

図書館活動課は、備前市新図書館建設工事にかかる工事請負業者を選定するため、令和6年8月20日に入札を実施しているが、入札方式は、条件付一般競争入札とし、予定価格を事前公表としていた。しかしながら、入札及び契約の適正化を図るためには、ダンピング受注の防止が重要であるため、令和4年3月9日付け、総務省自治行政局長及び国土交通省不動産・建設経済局長通知「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」中、2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて²の運用を検討する必要があると認められる。

¹ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条第1項第4号

² 2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて

調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

第9 意見

今回の随時監査を実施する中で、監査の結果で述べたことのほか、市の組織及び運営の合理化に資するため、今後の工事や設計に関する事務処理にあたり参考にすべき事項として、次の点に留意し改善することを求める。

・コスト管理及びスケジュール管理について

市は、設計業務の委託先を選定する公募型プロポーザルの「委託参加表明書等及び技術提案書等説明書（以下「説明書」という。）」では、新図書館を含めた複合施設の概算事業費を約15億円としていた。この額は、他自治体が新築した図書館建設事業費を参考にしたものであり、建物規模や機能等が定まっていない段階でプロポーザル提案を求め目安にしているが、実際の設計金額は、概算事業費の2倍以上となった。各者から提出された技術提案書の内容は、説明書の要求事項に合致したものであり、設計金額が概算事業費より増大したのは、市として必要な機能を見込んだこと、資材や労務費の高騰があったこと、ZEB³化を行ったことなどが原因とのことである。しかしながら、公募型プロポーザルの技術提案書の評価においては、技術提案内容と概算事業費との整合性は極めて重要であり、概算事業費に関する評価や業務委託費に関する評価も加味して審査することが望ましい。そのため、発注者は、プロポーザル実施時に技術提案内容が概算事業費内で実施できるかについてもよく吟味した上で、基本・実施設計時に工事費を適切に把握し、予算内に収まるようコスト管理をする必要がある。

また、設計業務の委託期間が、当初契約では基本設計、実施設計、確認申請期間を含めて8か月と非常に短期間であったが、変更契約により6か月延長している。更に、確認申請済証の受領が5か月遅れたことにより、工事発注用設計図書（図面、設計書）には、確認申請での指摘・変更事項が反映されておらず、工事契約後に変更設計図書を配付したため、工事費の精算が必要となっている。発注者は、設計業務の業務量を詳細に把握し適切な委託期間を設定するとともに、発注者、受託者共に、設計業務のスケジュール管理を徹底する必要がある。

・建設地の周辺環境を考慮した保守計画について

新図書館の建設地は沿岸部であるため、雨水の当たらない部分には海塩粒子が蓄積して腐食環境条件が厳しくなり、屋外設備では雨水の侵入する恐れがある。したがって、屋外施設である空気調和設備の室外機などの設備機器や電線ケーブルが雨水と海塩粒子により劣化することを評価して、長く、安全に使用でき、かつ大きな修繕を発生させな

³ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと（環境省 ZEB PORTAL [ゼブ・ポータル] より）。

いための予防保全も含めて、保守計画などを作成する必要がある。

- ・建設資材、諸材料の保管について

建設資材、諸材料が工事現場に運び込まれているが、実地監査において、敷地内に積まれているものも散見された。敷地内は塀等で囲まれているが、近年、工事現場から資材などの盗難事件等の報道もよく取り上げられている状況であるため、施錠できる環境で管理する必要がある。

- ・新図書館建設後の活用について

新図書館建設後は、活用に向けて具体的な目標値を設定し、実績の分析等を行っていくとともに、長く市民に活用される建築として、より一層の活用方法を継続的に検討していく必要がある。